

住宅政策推進 ◀ **東京都優良マンション登録表示制度**

(東京都優良マンション登録表示制度実施基準を9月16日付で改正しました。改正のポイントは、こちらをご覧ください。→改正のポイントのページへ)


 **優良マンションとは・・・？**

建物(共用部分)の性能と管理の両面において、一定の水準を確保している分譲マンションをいいます。

優良マンション物件一覧

→ 東京都防災・建築まちづくりセンターホームページ

http://www.tokyo-machidukuri.or.jp/cgi-bin/m_search/search.cgi?MODE=0

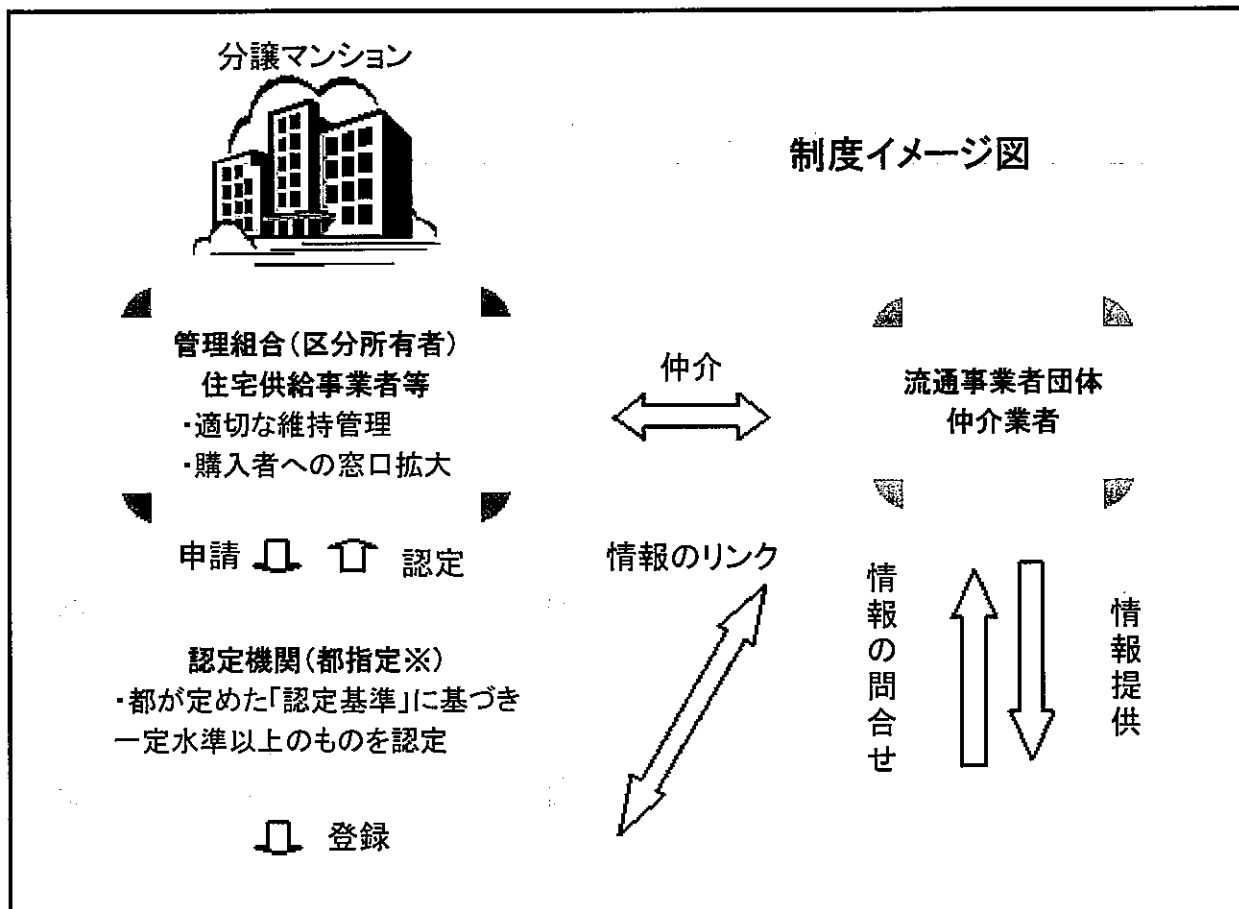
 **優良マンション登録表示制度の目的は・・・？**

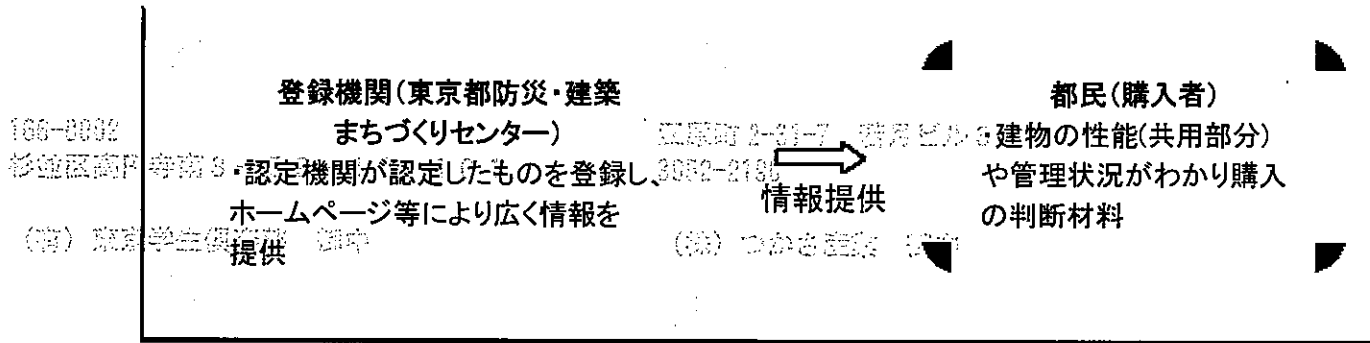
認定・登録することにより

◎マンションの管理組合の方にとっては、管理の水準があきらかになり、適切な維持管理につながります。

◎新築又は中古マンションを販売する方にとっては、広く情報が提供されることにより、購入者への窓口が広がります。

◎新築又は中古マンションを購入される方は、建物の性能や管理状況がわかり、購入の判断材料となります





どんなマンションが対象で、だれが申請するの…？

- ◇ 東京都内の新築及び中古マンション(※)のすべてが対象となります。
- ◇ 申請者は、住宅供給事業者やマンション管理組合などです。

※ 新築マンションとは、新たに建設(築1年以内のもの)されたもので、まだ、人が住んだことのないものをいいます。また、中古マンションとは、新築以外のマンションをいいます。



認定の登録有効期間は…？

- ◇ 新築マンションの建物の性能は、原則として6年間です。
- ◇ 中古マンションの建物の性能については、原則として3年間です。
- ◇ 管理面については、原則として新築・中古を問わず3年間となります。



認定・登録されたマンションの情報はどうなるの…？

財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターや東京都のホームページ等により、広く都民に情報を提供します。



認定申請はどこにするの…？

財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
住環境事業部住宅性能課

〒150-8503 渋谷区渋谷1-15-9 美竹ビル

TEL 03-5466-2052(直通) 03-5466-2004(代)

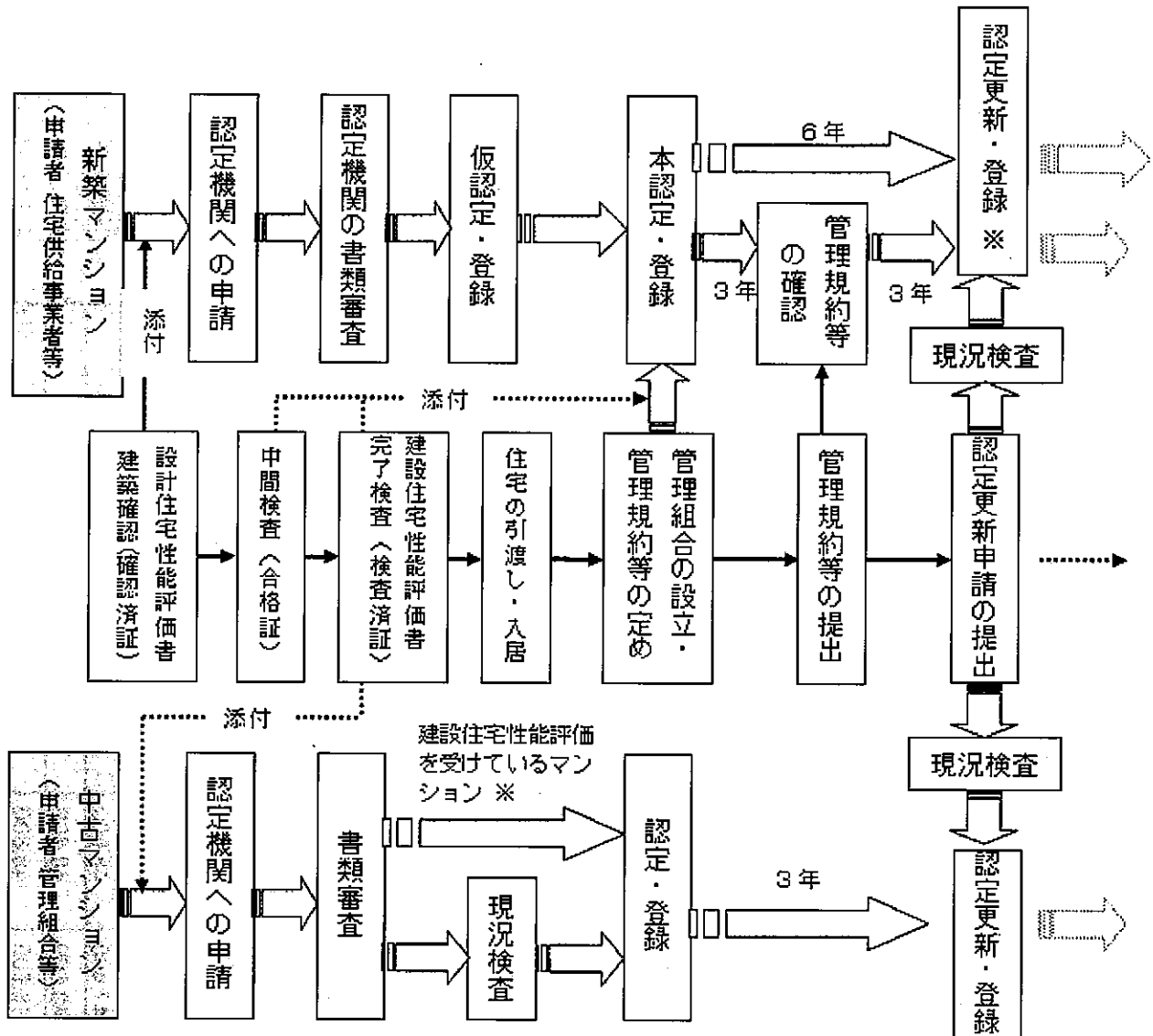
FAX 03-5466-2475

<http://www.tokyo-machidukuri.or.jp/>



認定(再認定)の手順は…？

新築及び中古マンションの認定及び再認定の手順は、下図のとおりです。



※・建設住宅性能評価書(新築住宅又は既存住宅)の交付を受けた日から1年以内のもので、かつ、都の認定基準を満たすものに限ります。

・新築マンションについては、認定更新以降、中古マンションとしての認定・登録となります。



認定基準

《参照ホームページ等》

(1) 登録情報、必要書類一覧、申請書類(様式)、申請料等
→ 東京都防災・建築まちづくりセンターホームページ

http://www.tokyo-machidukuri.or.jp/cgi-bin/m_search/search.cgi



実施基準

(2) プレス発表内容

→ 東京都公式ホームページ

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2003/03/20d3o900.htm>

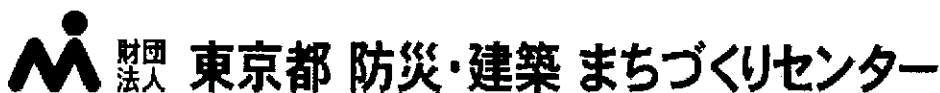


実施基準の運用

(3) リーフレット

→ 東京都(1階窓口・第2庁舎20階都市整備局民間住宅課)、
東京都防災・建築まちづくりセンター(住宅性能課)で配布しています。

PDFファイルをご覧いただくには、「Adobe Acrobat Reader」(無償配布)が必要です。



ホーム	まちの安全・安心	住まいの安全・安心	建物の安全・安心	総合
-----	----------	-----------	----------	----

ホーム > 住まいの安全・安心 > 東京都優良マンション登録表示制度 > 申請手数料表

優良マンション登録表示 申請手数料表

表-1

(単位:円 消費税込)

新築マンション 仮申請時の手数料	(仮申請費)	(本申請費)	(管理規約等の届け)	申請費計
500㎡未満	(19,950)	(14,700)	(9,450)	44,100
500㎡以上 1,000㎡未満				
1,000㎡以上 2,000㎡未満				
2,000㎡以上 10,000㎡未満	(26,250)	(14,700)	(9,450)	50,400
10,000㎡以上 50,000㎡未満				
50,000㎡以上				

表-2

(単位:円 消費税込)

中古マンション 初回申請時の手数料	住宅性能評価を受けている建物で 実施基準の条件を満たすもの	住宅性能評価を受けていない建物
500㎡未満	19,950	60,900
500㎡以上 1,000㎡未満		71,400
1,000㎡以上 2,000㎡未満		75,600
2,000㎡以上 10,000㎡未満	25,200	90,300
10,000㎡以上 50,000㎡未満		155,400
50,000㎡以上		183,750

表-3

(単位:円 消費税込)

認定更新時・管理規約 等届け時の手数料	新築及び中古マンション 認定更新申請時の手数料	新築マンション 2回目の管理規約等届け時の手数料
500㎡未満	51,450	9,450
500㎡以上 1,000㎡未満	61,950	
1,000㎡以上 2,000㎡未満	66,150	
2,000㎡以上	80,850	

10,000㎡ 未満	
10,000㎡ 以上 50,000㎡ 未満	138,600
50,000㎡ 以上	166,950

サイト内検索

Google

WWW検索 サイト内検索

【問い合わせ先】

住環境事業部 住宅性能課
TEL03-5466-2052
(直通)
FAX03-5466-2475

ホーム / まちの安全・安心 / 住まいの安全・安心 / 建物の安全・安心
Copyright (C) 財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター All rights reserved